

第 61 回 岡山・香川連合海区漁業調整委員会次第

日 時 令和 4 年 2 月 16 日（水）14 時 30 分から
場 所 香川県庁 1 2 階 第 1、2 会議室
高松市番四丁目 1 番 10 号

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議長選出

5 議事録署名委員の指名

6 議 事

（1）第 1 号議案 岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について

（2）第 2 号議案 令和 4 年度における各種漁業の入会調整について

（3）その他

7 閉 会

第 61 回岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和 4 年 2 月 16 日（水）

場 所：香川県庁 1 2 階 第 1、2 会議室

高松市番四丁目 1 番 10 号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会委員名簿

(岡山海区)

氏 名	備 考
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合 代表理事組合長
柴田 悟	牛窓町漁業協同組合 代表理事組合長
豊田 安彦	朝日漁業協同組合 代表理事組合長
國屋 利明	胸上漁業協同組合 代表理事組合長
佐上 一彦	児島漁業協同組合 監事
松下 勘次	第一下津井漁業協同組合 代表理事組合長
小谷 基	下西漁業協同組合 代表理事組合長
平田 晋也	黒崎連島漁業協同組合 代表理事組合長
三宅 秀次郎	寄島町漁業協同組合 代表理事組合長
栗田 睦	弁護士

(香川海区)

氏 名	備 考
北尾 登史郎	前香川県水産課長
橋本 時雄	東瀬戸漁業協同組合 代表理事組合長
北野 廣治	高松市瀬戸内漁業協同組合 代表理事組合長
三木 正幸	池田漁業協同組合 代表理事組合長
小見山 秀基	本島漁業協同組合 理事
森 勝喜	内海漁業協同組合 代表理事組合長
志摩 重美	多度津町漁業協同組合 代表理事組合長
岩田 英行	伊吹漁業協同組合 代表理事組合長
嶋野 勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
筒井 由果	弁護士

第61回 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

県及び事務局出席者名簿

岡 山 県		
所 属	役 職 名	氏 名
農林水産部水産課	課 長	石飛 博敏
	総括副参事 (兼事務局次長)	濱崎 正明
	副参事	檜東 裕子
	技 師	角田 成美
委員会事務局	事務局長	高田 豊和
	主 幹	弘奥 正憲

香 川 県		
所 属	役 職 名	氏 名
農政水産部水産課	課 長 (兼事務局長)	柏山 浩史
	副主幹	龍満 直起
	主 任	益井 敏光
	主任技師	恩田 拓堯
委員会事務局	事務局次長	大山 憲一
	書 記	中山 博志

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程新旧対照表（案）

改正後	改正前
岡山・香川連合海区漁業調整委員会 事務規程	岡山・香川連合海区漁業調整委員会 事務規程
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。 2～3（略） 4 委員は、会長が <u>適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u>	第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。 2～3（略） (新設)
第6条～第11条（略）	第6条～第11条（略）
第12条 <u>岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。</u>	第12条 <u>議事録は、一般の縦覧に供する。</u>
第13条～第14条（略）	第13条～第14条（略）

附 則 この規程は、令和4年2月 日から施行する。

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程（案）

（所掌事務）

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令に定めるところにより、岡山海区と香川海区の2海区区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

（事務所所在地）

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

（委員会）

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名を置く。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数の時は、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この

限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって、会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名しなければならない。

第12条 岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、昭和38年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年2月 日から施行する。

(参考)第1号議案関係規定

漁業法(昭和24年法律第267号)

(委員会の会議)

第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(準用規定)

第151条 第137条第2項から第6項まで、第141条、第143条第3項及び第144条から第146条までの規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第137条第2項ただし書及び第5項中「都道府県知事が」とあるのは「第148条第4項の委員の選任方法に準じて」と、第141条及び第144条第1項中「都道府県知事」とあるのは「第148条第4項に規定する都道府県知事」と、同項中「議会の同意を得て」とあるのは「その選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)

(議事録)

第47条 法第145条第4項(法第173条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行われなければならない。

2 法第145条第4項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から3年間とする。

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

香川→岡山 1

（ 令和4年2月 日協定 ）

香川海区から岡山海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自 ~ 至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考
東 部 地 区	小型機船底びき網	141	土庄中央 35 四海 69 北浦 7 唐櫃 11 内海 19	手繰第2種 1. 1 ~ 12.31 手繰第3種 10.15 ~ 翌4.15	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 (旧和気・邑久海区海面)	/	相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり
	さわら流網	4	土庄中央 4	5. 1 ~ 7.31	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虻崎見通し線以東の岡山県海面	/	相互入会
		3	香西 3	5. 1 ~ 11.30	玉野市地先海面 (ただし、銚立地先海面を除く)	香西 2	許可を要す
	まながつお流網	3	香西 3	6. 1 ~ 9.30	玉野市地先海面 (ただし、銚立地先海面を除く)	香西 2	許可を要す
中 部 地 区	はえなわ	7	与島 7	1. 1 ~ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面及び番所鼻から 下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面 (ただし、島と島の間及び水島特定港区域を除く)	与島 4	許可を要す
		70	与島 70	1. 1 ~ 12.31	玉野市、倉敷市児島地先海面	与島 10	許可を要す
	小型機船底びき網	58	与島 42 本島 16	1. 1 ~ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 42 本島 16 (計 58)	許可を要す
		18	与島 18	1. 1 ~ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 18	許可を要す
				9. 1 ~ 10.31	玉野市日比地先海面		許可を要す
112	高松市瀬戸内 112	1. 1 ~ 12.31	玉野市日比地先海面	/	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は12統以内とする		
164	坂出市 8 与島 72 宇多津 8 丸亀市 10 本島 29 多度津町 16 白方 10 多度津町高見 11	手繰第2種 1. 1 ~ 12.31	浅口市地先以西、真鍋島北部に至る県境付 近海面	/	相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15統以内とする		

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

香川→岡山 2

（令和4年2月 日協定）

香川海区から岡山海区への入漁内訳								
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考	
中 部 地 区	たいらぎ潜水器	35		12. 1 ～翌4. 20	倉敷市児島地先海面	別紙（1）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの	
	みるくい なみがい } 潜水器	備讃瀬戸 たいらぎ・みるくい潜水器 漁業同業組合で決定した統数		12. 1 ～翌4. 20	倉敷市児島地先海面	別紙（2）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの	
	まきえ釣		5	与 島 5	1. 1 ～ 12. 31	倉敷市児島地先海面	与 島 1	許可を要す
		7	与 島 7	1. 1 ～ 12. 31	玉野市地先海面 (ただし、旧東児町地先海面を除く)	与 島 1	許可を要す	
		1	与 島 1	1. 1 ～ 12. 31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与 島 0	許可を要す	
	さ	さわら流網	19	与 島 1 宇多津 1 丸亀市 7 本 島 5 多度津町 1 多度津町高見 4	5. 1 ～ 6. 30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水島灘	与 島 0 宇多津 0 丸亀市 1 本 島 5 多度津町高見 4 (計 10)	許可を要す
			4	多度津町高見 4	5. 1 ～ 11. 30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し線以西北木島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す
		まながつお流網	46	坂出市 4 与 島 16 宇多津 19 丸亀市 4 多度津町高見 3	6. 1 ～ 9. 30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島しょ部東部に至る県境付近海面	/	相互入会 操業条件はS55. 4. 1 岡山・香川連合委協定のとおり
	西 部 地 区	さわら流網	2	三豊市 2	5. 1 ～ 7. 31 9. 1 ～ 11. 30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡山県海面	三豊市 0	許可を要す
			6	観音寺 6	5. 1 ～ 7. 31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	/	相互入会
		点火ほこ突 (点火いさり)	4	本 島 4	11. 1 ～翌2月末	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海面	本 島 3	許可を要す
		小型機船底びき網	78	三豊市 5 詫 間 20 観音寺 28 伊 吹 25	手繰第2種 1. 1 ～ 12. 31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県境付近海面	/	相互入会

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 1

（令和4年2月 日協定）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考
東 部 地 区 (玉 野 市 以 東 の 関 係 組 合)	小型機船底びき網	19	胸 上 19	1. 1 ~ 12. 31	直島東部海面	胸 上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定
		241	日 生 町 110 伊 邑 里 8 久 町 8 窓 町 33 朝 日 15 九 幡 市 8 岡 山 5 小 串 8 胸 上 46	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ~ 12. 31 手繰第3種 (そろばんこぎを 除く) 10. 15 ~ 翌4. 15	小豆島北部香川県海面	/	相互入会 操業条件はR3. 3. 18 岡山・香川連合委協定のとおり
		12	た ま の 12	手繰第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ~ 12. 31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、 更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手 島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	た ま の 1	許可を要す
	さわら流しさし網	30	た ま の 30	5. 1 ~ 7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	た ま の 20	許可を要す 旧日比26統の内、同時操業は16統 以内とする
		2	胸 上 2	5. 1 ~ 7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸 上 2	許可を要す
		72	日 生 町 15 邑 久 町 5 窓 町 23 朝 日 29	5. 1 ~ 7. 31	小豆島・千振島以東の香川県海面	/	相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)
		15	牛 窓 町 7 朝 日 8	5. 1 ~ 7. 31	小豆島・千振島以西の香川県海面	/	相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)
	まながつお流しさし網	4	胸 上 2 た ま の 2	6. 1 ~ 9. 30	直島・豊島地先海面	胸 上 2 た ま の 2 (計 4)	許可を要す
		3	胸 上 3	5. 1 ~ 12. 31	豊島家浦地先海面	胸 上 3	許可を要す
	いいだこつぼなわ	1	胸 上 1	12. 1 ~ 翌4. 30	豊島家浦地先海面	胸 上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定
まきえ釣り	7	た ま の 7	1. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	た ま の 3	許可を要す	
まだこ釣り	5	た ま の 5	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	た ま の 5	許可を要す	

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 2

（令和4年2月 日協定）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考
中 部 地 区 (倉敷市児島地区関係組合)	小型機船底びき網	135	児島 31 第一田之浦吹上 9 本田之浦吹上 8 第一下津井 24 下津井 53 下西 10	手繰第2種 (えびこぎ網漁業に限る。) 1. 1～12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、更に弁天島西端からフクベ鼻、ハジカミ鼻、手島甚平鼻を結んだ線以北の香川県海面	児島 14 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 4 第一下津井 8 下津井 15 下西 8 (計 51)	許可を要す
		31	児島 31	手繰第2種 (えびこぎ網漁業に限る。) 1. 1～12.31	高松市大槌島東部地先海面	/	相互入会 地元関係漁協間の協定を要す 同時操業は10統以内とする
	ごち網	9	児島 3 下津井 4 下西 2	4.20～8.31	塩飽海面	児島 2 下津井 4 下西 2 (計 8)	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定
		1	児島 1	4.20～8.31	与島地先海面	児島 0	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す
	いかなご込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	2. 1～6.30	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く)	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 2 下西 1 (計 4)	許可を要す
	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 1 下津井 2 下西 1	7. 1～7.31	塩飽海面	第一田之浦吹上 0 本田之浦吹上 0 第一下津井 1 下津井 1 下西 1 (計 3)	許可を要す
	いか込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	4.20～5.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 (計 7)	許可を要す
	まながつお込網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1	6.15～8.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中讃海面 (ただし丸亀地先沖を除く) (許可証裏面図示のとおり)	児島 1 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 1 下津井 2 下西 1 (計 7)	許可を要す
	大型込網 〔大型いか込網 まながつお込網〕	2	児島 1 下西 1	大型いか込網 4.20～6.20 まながつお込網 6.21～8.31	高松沖海面	児島 1 下西 0 (計 1)	S40. 5.7及びS40. 7.6高松市沖魚込網適正協議会協定 但し52年の連委協定により5統から2統に減船 許可を要す

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 3

（ 令和4年2月 日協定 ）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考
中 部 地 区 (倉敷市 児島地区 関係組合)	さわら流しさし網	23	児島 4 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 6 第一下津井 9 下津井 1 下西 1	5. 1 ~ 7. 31	塩飽海面	児島 0 第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 3 第一下津井 9 下津井 1 下西 0 (計 15)	許可を要す
	まながつお流しさし網	11	児島 3 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1	6. 1 ~ 9. 30	塩飽海面	児島 0 第一田之浦吹上 1 本田之浦吹上 1 第一下津井 5 下津井 1 (計 8)	許可を要す
	かに建網	1	第一下津井 1	8. 1 ~ 10. 31	手島西南海面	第一下津井 1	許可を要す
	ままかり巻きさし網	3	第一下津井 3	11. 1 ~ 12. 31	広島地先海面	第一下津井 3	許可を要す
	たこつぼなわ	22	第一田之浦吹上 4 第一下津井 7 下津井 1 下西 10	5. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く。	塩飽海面	第一田之浦吹上 3 第一下津井 6 下津井 1 下西 10 (計 20)	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
			第一田之浦吹上 1 下津井 2			5. 1 ~ 12. 31 ただし9. 1~ 9. 30を除く。	
	いいだこつぼなわ	10	第一田之浦吹上 4 下津井 1 下西 5	12. 1 ~翌4. 30	広島・手島間の海面	第一田之浦吹上 2 下津井 1 下西 4 (計 7)	許可を要す
		1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	高見島北部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3.12高見・第一下津井漁協協定
		1	第一下津井 1	1. 1 ~ 4. 30	本島東部海面	第一下津井 1	許可を要す S40. 3.16本島・第一下津井漁協協定
		1	下西 1	1. 1 ~ 4. 30	手島北部海面	下西 0	許可を要す S41. 4.10小手島・下津井・下西漁協協定
		2	第一下津井 2	1. 1 ~ 4. 30	与島地先海面	第一下津井 2	許可を要す S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表（案）

岡山→香川 4

（ 令和4年2月 日協定 ）

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考
中部地区 (倉敷市児島地区関係組合)	あなご延なわ	9	児 島 1 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 2	1. 5 ~ 3. 31	小豆島東部海面	児 島 0 第一田之浦吹上 4 本田之浦吹上 0 (計 4)	許可を要す S47. 12. 26内海町・児島地区関係漁協協定
		20	児 島 3 第一田之浦吹上 6 本田之浦吹上 7 第一下津井 1 下 津 井 2 下 西 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島の各島により囲まれた海面	児 島 1 第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 第一下津井 1 下 津 井 1 下 西 1 (計 10)	許可を要す S43. 3. 18塩飽漁連・児島地区漁連協定
	たいらぎ潜水器	23		12. 1 ~ 翌4. 20	塩飽諸島（高見島周辺1500メートルの海面を除く）、坂出市（王越地先を除く）、宇多津町地先海面、多度津町（ただし白方地先を除く）	別紙（1）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	みるくい なみがい } 潜水器	備讃瀬戸 たいらぎ ・みるく い潜水器 漁業同業 組合で決 定した統 数		12. 1 ~ 翌4. 20	(隻) (1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸亀市(5)多度津町 (但し許可証裏面図示のとおり) (隻)六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可証裏面図示のとおり)	別紙（2）のとおり	許可を要す 地元関係漁協間において調整が成立したもの
	点火いさり (点火ほこ突)	7	第一田之浦吹上 3 本田之浦吹上 3 下 西 1	1. 1 ~ 12. 31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 2 本田之浦吹上 3 下 西 1 (計 6)	許可を要す
1		児 島 1	1. 1 ~ 12. 31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児 島 1	許可を要す	

令和4年度 岡山・香川連合海区入漁協定表 (案)

岡山→香川 6

(令和4年2月 日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統数	組 合 別 内 訳	漁業時期 (自～至)	操 業 区 域	3年度許可数	備 考
西 部 地 区 (倉敷市玉島以西の 関係組合)	小型機船底びき網	217	黒崎連島 34 寄島町 81 大島美の浜 15 笠岡市 87	手繰第2種 (えびこぎ網漁業に限る) 1. 1～12.31	県境付近海面	/	相互入会
				手繰第3種 (そろばんこぎを除く) 12. 1～翌3.31 えびこぎ網漁業以外の 手繰第2種 1. 1～12.31	協定書のとおり		相互入会 S60. 2.28 岡山・香川連合委協定
	さわら流しさし網	18	黒崎連島 2 寄島町 12 大島美の浜 4	5. 1～ 6.30	県境付近海面 (漁場はいずれも高見島以西の海面)	/	相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	かに建網	6	黒崎連島 1 笠岡市 5	8. 1～10.31	県境付近海面 (旧西讃海区)		相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	こち・げた建網	6	寄島町 2 笠岡市 4	5. 1～ 7.31	県境付近海面 (旧西讃海区)	/	相互入会 S37. 4.18西讃・岡山連合委協定
	まきえ釣り	6	笠岡市 6	1. 1～12.31	佐柳島地先海面		笠岡市 1
	まながつお流しさし網	5	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2	6. 1～ 9.30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島美の浜 1 寄島町 2 (計 5)	許可を要す
1			黒崎連島 1	6. 1～ 9.30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す

令和3年度 たいらぎ潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	7	坂出市 0 与島 2 本島 5	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	たいらぎ潜水器	7	児島 2 第一田之浦吹上 1 第一下津井 0 下津井 3 下西 1	12月1日～ 翌年4月20日	塩飽諸島（高見島周辺1500メートルの海面を除く）、 坂出市（王越地先を除く）、宇多津町地先海面、多度 津町（ただし白方地先を除く）	

令和3年度 みるくい、なみがい 潜水器漁業実績表

香川海区から岡山海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい } 潜水器	10	坂出市 0 与島 2 本島 5 多度津町高見 3	12月1日～ 翌年4月20日	倉敷市児島地先海面	

岡山海区から香川海区への入漁

地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	操業期間	操業区域	備考
中部地区	みるくい なみがい } 潜水器	7	児島 2 第一田之浦吹上 1 第一下津井 0 下津井 3 下西 1	12月1日～ 翌年4月20日	7隻 (1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (3) 宇多津町 (4) 丸亀市 (5) 多度津町 (ただし、許可証裏面図示のとおり) 0隻 六島南端、手島西北端、広島北端、弁天島、 櫃石島を直線で順次結んだ線以北の海面 (ただし、共同漁業権の区域を除く。許可証裏 面図示のとおり)	